

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 2 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	イリョウホウジン ショウトクカイ					
法人名	医療法人 昭徳会					
法人所在地	〒 309-4407					
	茨城県桜川市真壁町古城229-1					
フリガナ	[REDACTED]					
書類作成担当者	[REDACTED]					
連絡先	電話番号	0296-54-2800	FAX番号	0296-54-2801	E-mail	makabe-s@mtc.biglobe.ne.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。	
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

(1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	①加算区分(I) ②令和2年4月～令和3年3月	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度介護職員処遇改善加算の見込額	14,482,236	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	14,607,264	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	121,964,277	円
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	107,357,013	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	122,563,823	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	14,667,460	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	539,350	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月	

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分			
② 介護職員処遇改善加算の取得状況	①加算区分(Ⅰ) ②加算区分(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の算定状況	④令和2年4月～令和3年3月		
④ 特定加算の算定対象月			
⑤ 令和 2 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)			7,327,932 円
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑥欄の額を上回ることを)			7,443,030 円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			114,800,043 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			107,357,013 円
(ア)前年度の賃金の総額			122,563,823 円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額			14,667,460 円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額			539,350 円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額			0 円
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	65,962,682 円	56,601,141 円	0 円
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	180.0 人	204.0 人	0.0 人
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	15.0 人	17.0 人	0.0 人
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	366,459 円	277,457 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 (7,327,980 円) (7,327,980 円)		
	<input checked="" type="radio"/> (A)及び(B)を実施 (7,328,052 円) (4,677,480 円) (2,650,572 円)	25,986 円 12,993 円	
	<input type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 (7,328,052 円) (4,677,480 円) (2,650,572 円) (0 円)	25,986 円 12,993 円	6,496 円
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 (0 円) (0 円) (0 円) (0 円)	0 円 0 円	0 円 0 円
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	6 人(見込)		
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()		
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 4 月 ～ 令和 3 年 3 月 (12 か月)		

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)				
	○介護職員の基本給の引上げ(引上幅は、年2回の人事評価制度の構築:評価シート・育成シート・評価項目結果等を考慮して各人ごと決定) 基本給 月額 0~3,150円 賞与(年2回) 基本給の 0~24% ○介護職員の手当の引上げ(主任・副主任手当、資格手当) 副主任・主任手当 5,000~10,000円の増額 資格手当(介護福祉士) 3,000円の増額 ○時間外労働割増賃金に介護職員処遇改善交付金等に伴う賃金改善の実施				
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
	(上記取組の開始時期)	平成	22	年	9

ロ 介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	○次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は人事考課を考慮して決定 ①当施設の介護職員として勤続10年以上 ②介護福祉士の資格を有する者 ③人事考課の結果、評価がB以上である者				
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由				
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)				
	○特定処遇改善加算の新設(引上げ幅は、資格、経験、技能、勤務成績を考慮する) 特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。 経験・技能のある介護職員 月額25,000円 (当施設に10年以上勤務かつ介護福祉士の資格を持つ職員) 他の介護職員 月額 9,500円				
	資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
	(上記取組の開始時期)	令和	元	年	10

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	